

請求の範囲

- [請求項1] 空気を上方から吸気して下方に排気する複数のプロペラが、飛行動作を制御する制御部を有した本体部の周囲に配設され、これら複数のプロペラを推進力として浮動するドローンと、上、下に開口した筒状の集塵電極とこの集塵電極の略中央部位に配設された放電電極とを有し且つ高電圧をこれら集塵電極と放電電極との間に印加して、放電電極の先端部で放電させ、集塵電極内に流入した空気中の塵埃粒子を帯電させて捕集する集塵器とを備える空気清浄機であって、
- 上記放電電極が上記ドローンの上部略中央に位置するように、上記集塵器をドローンに組み付け、
- 上記集塵電極の高さ方向の中央位置が上記プロペラの回転面の位置以上であって且つ集塵電極の下端位置がプロペラの回転面の上方近傍の位置以下になるように、上記集塵器の集塵電極の配置位置を設定して、空気をプロペラの回転力によって集塵電極内に吸気することができるようにした、
- ことを特徴とする空気清浄機。
- [請求項2] 空気を上方から吸気して下方に排気する複数のプロペラが、飛行動作を制御する制御部を有した本体部の周囲に配設され、これら複数のプロペラを推進力として浮動するドローンと、上、下に開口した筒状の集塵電極とこの集塵電極の略中央部位に配設された放電電極とを有し且つ高電圧をこれら集塵電極と放電電極との間に印加して、放電電極の先端部で放電させ、集塵電極内に流入した空気中の塵埃粒子を帯電させて捕集する集塵器とを備える空気清浄機であって、
- 上記複数のプロペラのうちの少なくとも1つ以上のプロペラに、上記集塵器をそれぞれ配設し、
- 各放電電極が上記ドローンの各プロペラの上部略中央に位置するように、各集塵器を各プロペラに組み付け、
- 各集塵電極の高さ方向の中央位置が各プロペラの回転面の位置以上

であって且つ当該集塵電極の下端位置がプロペラの回転面の上方近傍の位置以下になるように、各集塵器の集塵電極の配置位置を設定して、空気をプロペラの回転力によって集塵電極内に吸気することができるようにした、

ことを特徴とする空気清浄機。

[請求項3]

請求項1又は請求項2に記載の空気清浄機において、

上記集塵器の集塵電極は、周囲の空気を流入するための複数の孔を有する、

ことを特徴とする空気清浄機。

[請求項4]

請求項1ないし請求項3のいずれかに記載の空気清浄機において、

上記集塵器の集塵電極の上開口が下開口よりも大径になるように設定した、

ことを特徴とする空気清浄機。

[請求項5]

請求項1ないし請求項4のいずれかに記載の空気清浄機において、

上記集塵器を、上記ドローンに着脱自在に組み付けた、

ことを特徴とする空気清浄機。

[請求項6]

請求項1ないし請求項5のいずれかに記載の空気清浄機において、

上記集塵器の集塵電極の最大径を、10cm以上に設定すると共に、当該集塵電極の高さを2.5cm以上に設定した、

ことを特徴とする空気清浄機。

[請求項7]

請求項1ないし請求項6のいずれかに記載の空気清浄機において、

アルミ蒸着膜又は塩化ビニルシートのいずれかを、上記集塵器の集塵電極の内面側に有する、

ことを特徴とする空気清浄機。